

## 阿見町公園緑地里親制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が管理する都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)に定める都市公園をいう。)その他公園及び緑地(以下「公園緑地」という。)において、公園緑地に対する愛着心の向上及び地域の良好なコミュニティの形成に寄与することを目的に、地域住民団体による環境美化等に関するボランティア活動(以下「里親」という。)を町が支援する公園緑地里親制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、里親とは、町との合意に基づき、次条に定める活動を行うものとして5人以上で構成された地域住民団体であつて、かつ、当該活動に係る公園緑地が所在する行政区の区長が承認したものをいう。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### (活動内容)

第3条 里親は、里親となる公園緑地の良好な環境を維持するために必要な活動を一年間に4回以上行うものとし、その活動は、第1号から第3号までの規定に掲げるものを基本として、その他里親の活動方針に応じて第4号から第7号までの規定に掲げるものとする。

- (1) 公園緑地の清掃及び環境美化活動
- (2) 公園緑地の除草
- (3) 公園緑地内の施設の点検及び危険箇所等の情報提供
- (4) 公園緑地里親制度及び公園愛護思想の普及
- (5) 公園緑地内の低木等の刈込み
- (6) 公園緑地内の施設の軽易な整備
- (7) その他公園緑地の良好な環境の維持に関し必要な活動

(里親活動を実施できる公園緑地)

第4条 同一の公園緑地においては、複数の里親が活動することはできない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 里親は、複数の公園緑地の里親活動を行うことができる。

### (里親の申込み)

第5条 里親の認定を受けようとする団体は、その代表者を定め、阿見町公園緑地里親認定申込書(様式第1号)に参加者名簿(様式第2号)及び年間事業計画書(様式第3号)を添え、町長に提出するものとする。

### (協定の締結)

第6条 町長は、前条の申込みがあつた場合は、その内容を審査し、適切であると認めたときは、阿見町公園緑地里親活動に関する協定書(様式第4号)により申込団体と協定を締結し、その協定締結によって里親と認定する。

2 年間事業計画等の協定の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、協定内容を変更することができる。

3 町長は、里親が第1項の協定書の内容を履行しないとき又は協定内容を逸脱したときは、協定内容に基づく活動を行うよう指導又は助言をすることができる。

(報告)

第7条 里親は、事業が完了したときは、町長に年間事業報告書(様式第5号)を提出するものとする。

2 里親は、その活動中に事故が発生したときは、速やかに町長に事故報告書(様式第6号)を提出するものとする。

(里親の変更等)

第8条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに阿見町公園緑地里親協定内容変更届出書(様式第7号)に必要な資料を添付して町長に届け出なければならない。ただし、第3号又は第4号に関する軽微な変更については、この限りでない。

(1) 里親の名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 活動の対象である公園緑地を変更しようとするとき。

(3) 里親活動の内容を変更しようとするとき。

(4) 参加者又は年間事業計画を変更しようとするとき。

(里親の解除等)

第9条 里親は、町との協定を解消し、里親としての活動を止めようとするときは、あらかじめ阿見町公園緑地里親認定解除申出書(様式第8号)を提出するものとし、町長は、その内容が適切であると認められるときは、里親の認定を解除するものとする。

2 町長は、里親が第6条第3項の指導又は助言に従わないときは、阿見町公園緑地里親認定解除通知書(様式第9号)により里親の認定を解除することができる。

3 里親は、第1項又は前項の規定により里親の認定を解除するときは、町長による管理箇所の確認を得るとともに、必要に応じて公園緑地の原状の回復をしなければならない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(里親への支援)

第10条 町長は、里親の活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 里親のボランティア保険等の加入

(2) 里親の名称を記載した表示板の作成及び設置

(3) 阿見町公園緑地里親補助金交付要綱(平成25年阿見町告示第 号)に基づく補助金の交付

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。